

# ZAITEN

2012 JUNE

6

ザイテン

## 「働くほど借金が增える」ブラック雇用 ニチガス関連会社が行う

ガスの配送員が「雇用」と「業務委託」の二重契約を結ばされ、労働者として指揮命令を受けながら、業務委託として諸経費を給与から天引きされる。売上が落ちる夏場は借金が增えて辞めるに辞められず…。

ジャーナリスト 北 健一

働いても働いても、稼げるどころか、いつの間にか会社への借入が膨らみ、借金に縛られて仕事を辞めるに辞められない――。

戦前の暴力飯場の話ではない。

東証1部上場、日本瓦斯（ニチガス）グループの制服を着て、ガスをトラックで家庭に届ける配送員たちに起きている。異常事態だ。借金漬けにされているのは、ニチガスの協力会社・東陽ガスの配送員たちである。

彼らはこの異常を正そうと、職場に組合（全国一般全国協・東京東部労組の支部）を結成したが会社の態度も硬く、係争が続く。東部労組東陽ガス支部の井上潤一委

員長は、「なぜ一所懸命働いているのに、会社に借金ができるのか。生活に困り、家庭不和まで生じています」と訴える。

夏場になると

文字通り「借金漬け」

「借金漬け」の背後には、巧妙なカラクリがあった。

普通、労働者は会社と雇用契約を交わし、会社の指示で働くかわりに賃金をもらう。

ところが東陽ガスでは、配送員（労働者）との間に、雇用契約とともに2つの業務委託契約も交わし、委託契約にもとづいてガンソリン代など、通常は会社が負担する

経費（月20万円前後）を配送員に転嫁する。

さらに、完全歩合制に似て「配送員各自の売上」（プロパンガスの配送本数×単価）が計算の出発点とされる。売上が多いと、（売上－経費）がプラスになり、賃金のほかに外注費が払われることもある（図表1）。

だが売上が、たとえば20万円に下がると、「固定給」22万円から社保などを引いた約17万円は振り込まれるのだが、売上を超えて振り込まれた2万円と、いつも容赦なく引かれる経費20万円の合計22万円は「会社への借金」（処理不能未収金）とされる（図表2）。

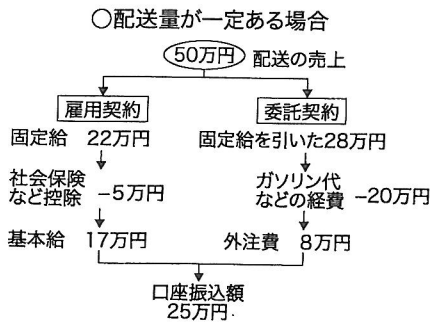
給与から借金を引くと、プラスどころか5万円の借金だけが残る計算だ。

つまり、雇用と同様に配送員に指揮命令しながら、委託だからと、通常は会社が負担する経費を配送員に被せているのだ。経費のなかには「管理費と称する月3万9000円の使途不明金まである」と、東部労組の菅野存委員長は怒る。

これからがその時期にあたるのだが、「夏場、暖かくなつてくると、どうしてもガスの需要は落ちる。また、会社は新規採用で人数を増やしているのだから、配送員1人あたりの仕事が減り、借金が膨らんでしまうのです」（菅野委員長）。

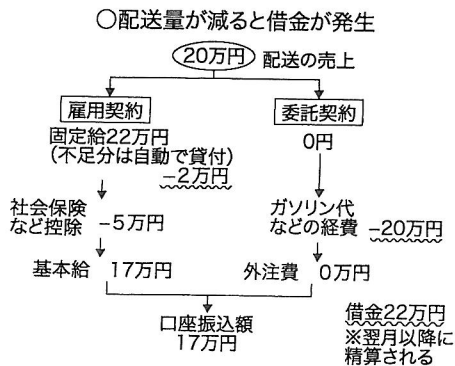
生活に窮した配送員に対し、会社は金銭貸借契約を交わして生活資金を貸し付ける。年利は6%。返済金は毎月の賃金から引かれる。いっそ会社を辞めようかと思っても、辞める時は、借金の残金を一括で返さないといけないと契約書に書いてある。一度落ちたらなかなか抜けられない蟻地獄なのだ。かつて暴力飯場では、建設労働者から法外な宿泊費や食事代を巻

図表1



(出展:連合通信2010年12月26日)

図表2



(出展:連合通信2010年12月26日)

き上げ、雨が続くなどして仕事がないと、飯場にいるだけでどんどん借金が膨らみ、いくら働いても会社への借金が返せないという、強制労働がまかり通っていた。

そこで戦後労働法は、強制労働はもちろん、違約金・賠償予定や前借金の貸金との相殺を禁止した(労働基準法5条、16条、18条)。

裁判の判例でも、「経済的足止め策も……不当な拘束手段であるといえるときには、労働基準法5条(強制労働禁止)、16条(違約金・

賠償予定の禁止)に反し、無効(となる)」とされている(日本ポラロイド事件、東京地裁平成15年3月31日判決)。

したがって、東陽ガスの「借金漬け労働」も、配送員らが労働者であれば、「経済的な縛りを使った強制労働」として労働法にふれる可能性が高い。昨年3月に開かれた日本労働弁護団の集会で、菅野委員長が問題を報告すると、「ひどい」「21世紀の話なのか」と、参加者からどよめき起きた。

### 会社側の主張は「実質は業務委託」

東陽ガスは、配送員らが雇用契約通りの賃金支払いを求めて起こした裁判で、雇用契約を交わしたことは認めながら「実質は、業務委託契約」との独自の主張をする。

LPガス配送事業が特定貨物自動車運送事業にあたり、「同事業の許可を受けるためには配送員との契約関係が雇用でなければならぬ」と判断するに至った。では

こう謳っている。

「社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産」「社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指します」

なぜ雇用に一本化しなかったかといえは、「配送員から確定申告をする途を確保したい」という要望があったから、というのだ。

ところでこの東陽ガス、ニチガスと深い関係にある。坂寄達夫社長はニチガス出身だし、ニチガスの株式の5・6%を保有する大株主でもある。

ニチガスは「3つの経営理念」の一つに「人的資源の尊重」を高く掲げ、

借金漬け労働はこうした理念とどう整合するのか。著者がニチガスに訊くと、「東陽ガスの社長が当社出身なのはご指摘のとおりですが、別法人なのでコメントする立場にありません。東陽ガスからは、裁判は心配ないと聞いています」(広報)。東陽ガスはといえば「裁判で係争中なので、一切コメントできません。ニチガスとの関係も言えません」とにべもない。

労働者並みに指揮監督しながら、自営業者扱いで売上変動リスクや経費負担を背負わせる。このしくみを東陽ガスは裁判で「良いとこどり」(2011年8月22日付「答弁書」と自賛した。だが、会社の「良いとこどり」は、働き手にとっては「ぼったくり」にすぎない。それが温かな家庭生活を支えるガス会社にふさわしいのだろうか。